ドーピング禁止薬問い合わせの対応手順　薬剤師の方へ

選手などから医薬品使用可否の問い合わせ

↓　　↑判明

薬局・薬店・学校薬剤師など

「薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック」に掲載の禁止物質・使用可能薬リストを参照

可否不明（FAX）↓　　↑判明

北海道薬剤師会　医薬情報センター＊

可否不明（FAX）↓　　↑回答

日本薬剤師会　薬事情報センター

＊回答は業務時間内ですが、FAX は常時受け取り可能です。

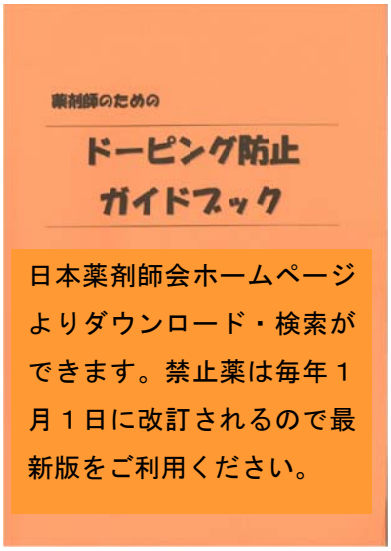

日本薬剤師会ホームページよりダウンロード・検索ができます。禁止薬は毎年１月１日に改訂されるので最新版をご利用ください。

対応時の注意です。必ずお読みください。

〇できるだけ薬の外箱のコピーや添付文書、処方薬については薬剤情報提供用紙やお薬手帳など情報確認の補填となるものがあればＦＡＸして頂くようお願いする。

〇相談相手にその薬を止めなさいというような指示や決定は行わない。適正な情報を提供し客観的な判断をする、最終的な判断は競技者あるいは相談者にあることを伝える。

回答例：①その薬（成分）は禁止医薬品例に掲載されています。

②その薬（成分）は使用可能薬リストに掲載されています。

③その薬（成分）は禁止医薬品例にも使用可能薬リストにも該当しません。

→使用可能薬リストから同薬効の商品を紹介

→医療上の必要性を医師に相談（ＴＵＥ申請へ）

→中央組織などに確認（２日ほど時間を頂く）

④サプリメント、健康食品などの使用は自己責任となる旨説明する。

〇禁止物質使用後の TUE 申請は原則認められません。事前申請を厳守するようお願いする。

〇競技会特有のルールもありますので選手が所属する競技団体へ、およびスポーツ現場を指揮するスポーツドクターにも確認するようお願いする。